

第4部 快適環境づくり

第4部 快適環境づくり

豊かな緑、さわやかな空気、清らかな水辺、美しい街なみや歴史的な雰囲気などが、バランスよく備わった快適な環境（アメニティ）は、生活にうるおいとやすらぎを与えるなど様々な恵みをもたらし、健康の維持、増進、精神のリフレッシュあるいは、子供の健やかな成長に欠かせないものである。

このような生活の質の向上、精神的な豊かさを環境に求めようとする要請に応えるため、公害の防止や自然環境の保全にとどまらず、快適な環境を積極的に創造していくことがますます重要な課題となっている。

こうしたことから、県では次のような施策を実施している。

1 快適環境整備事業の推進

昭和61年度の環境庁の快適環境整備事業の対象地域として米子市が指定されたことに伴い、「活力とロマンのあるふるさとづくりを理念として、美しいまちをつくる、楽しいまちをつくる、人に優しいまちをつくる」ということを内容とした米子市アメニティタウン計画策定の促進を図った。

同市においては、快適環境づくりを総合的、計画的に進めていくため、計画策定に市民の参画を求め、行政と市民が力を合わせて快適環境の創造に取り組んでいる。

本県では、米子市アメニティタウン計画を快適環境づくりのモデル事業と位置づけ、快適環境づくりに積極的な推進を図ることとしている。

2 因伯の名水

鳥取県は幸いにして、清らかで豊かな水に恵まれ、県民はこれを心のふるさととして幾多の文化を培って来た。

これらの水の中には、古くから人々との関わりを物語る古事来歴を持つものや、優良な水環境が含まれており、昭和60年3月に環境庁が選定した全国名水百選に淀江町の「天の真名井」が選定され、これを契機に本県では、昭和60年6月に「因伯の名水」として計16の水域を選定した。

平成元年度には、これら名水の保全と活用を図るため羽合町で「第3回名水保全の集い」を開催した。また、平成2年12月に「因伯の名水」として計5の水域を追加選定した。

これらの名水については 今後、周辺の環境整備を促すとともに、その活用と保全を積極的に進めることとしている。

3 鳥取県を美しくする運動

県民のすべてが健康で文化的な生活を営むためには、生活環境を清潔で快適なものにする必要がある。

ごみのない清潔な生活環境づくりは、我々県民に課せられた義務であり、県 市町村の積極的な施策とともに、県民一人一人の正しい理解と協力を得て強力に推進してゆく必要がある。

このため、昭和46年から市町村及び各種関係団体の協力のもとに「鳥取県を美しくする運動」を実施し、県民の環境保全意識を高揚し、河川、海岸等公共の場所からごみを一掃する運動を展開してきた。

平成3年度の事業実施結果は次のとおりである。

(1) 運動期間 平成3年9月1日～9月30日

(2) 運動内容

ア 広報活動

ポスターを500枚作成し、保健所・市町村に配布し、併せて市町村広報紙に運動の趣旨を掲載するとともに、有線放送等を通じて運動への参加と意識の高揚を図った。

イ 知事表彰

地域環境美化に功績のあった団体・個人に対し知事表彰を行った。

(日野川を美しくする会、大下豊蔵氏)

ウ 清掃活動

市町村、各種団体、自治会等が中心となり河川、湖沼、海岸、公園等の清掃を実施するとともに不法投棄ごみの除去を行った。

エ 不法投棄の監視指導

市町村・保健所が、不法投棄の監視指導パトロールを実施した。更に警察の協力を得て不法投棄者の監視取締パトロールを実施した。

オ ごみ容器、立札の設置

公共の場所にごみ容器を設置するとともに、不法投棄をしないよう立札を設置した。

カ 各種会合

美化意識の高揚を図るため会合を開くとともに、浄化槽の設置者に対し維持管理講習会を実施した。

4 環境月間

昭和47年国連総会において毎年6月5日を「世界環境デー」とすることが決議され、これを受けて我が国においても、この日を初日とする1週間を「環境週間」とすることとされた。

この週間は、環境問題に対する認識を深め、公害防止や自然環境保全を強力に維持するための全国運動を展開しようとするものであるが、平成3年度は、1992年にブラジルで開催される「地球サミット」に向けて6月を「環境月間」と位置付け、全国的に幅広い運動が行われた。本県においても、この趣旨に沿って市町村及び各種団体の協力のもとに多彩な行事を実施し、環境保全についての意義を広く県民に普及し、啓発に努めるため各種の行事を行っているが、平成3年度の実施状況は次表のとおりである。

表153 平成3年度環境月間行事実施状況一覧表

行 事 名	実施主体	協 力	行 事 内 容	行 事 成 果	備 考
環境月間ポスターの掲示	県 市 町 村	—	環境庁ポスター1,100枚を市町村、保健所等に配布		
研修会の開催	県	市 町 村	県、市町村の公害担当職員を対象とした環境問題に関する研修を中部総合事務所で実施した。	50名参加	
記念植樹	市 町 村	—	鳥取市ほか2市2町でボーイスカウト、ガールスカウト、保育園児等により記念植樹を実施した。	ソメイ シノ ウ メ等 240本	
施設公開	市 町 村	—	鳥取市ほか2市2町で清掃工場、下水処理場等を一般に公開し、環境保全についての啓発を行った。	計 675名参加	
特定事業場排水調査	県	—	県下の水質汚濁防止法、公害防止条例に基づく特定事業場の排水調査を実施	計 55事業場	
交通公害環境調査	県	—	交通頻繁地区における大気騒音振動の調査を実施	計 4市5町の23地点で実施	
環境整備調査	市 町 村	—	工場、事業場の点検とごみの不法投棄の実態調査及びごみの除去	不法投棄場所の実態調査 11市町村	
エコマーク商品特売会	鳥 取 市	—	エコマーク商品の普及を図るための展示即売会の開催	約 150名参加	
環境美化作文募集	米 子 市	—	小中学生を対象に公害、環境に関する作文を募集	約 500名応募	
公害苦情相談コーナーの開設	米 子 市	—	市役所に公害苦情相談コーナーを設置		
生活排水対策活動説明会	境 港 市	—	自治会単位で生活排水対策に関する説明会を開催し、ろ過袋等を配布	上道公民館ほか7か所で開催 計 235名参加	
環境保護実践講座	岩 美 町	—	一般町民を対象に環境保全に関する講習会を開催	51名参加	
海浜、河川、湖沼等公共場所の清掃	県 市 町 村	—	市町村の呼び掛けによる自治会等による清掃活動の実施	25市町村で45,238人が参加	

第5部 総合的な環境保全行政

第5部 総合的な環境保全行政

第1節 環境影響評価

大規模な開発事業を実施しようとする場合、その事業の実施が周辺の環境にどのような影響を与えるか、事業実施前にあらかじめ調査、予測、評価し、自然環境の保全、公害の未然防止を図るため、平成3年11月に「鳥取県環境影響評価実施要綱」を制定し、平成4年2月から施行している。この要綱の対象となる事業の種類と規模は、表154のとおりである。今後要綱を適正に施行し、環境の保全と公害の防止を図っていくことにしている。

表154 鳥取県環境影響評価実施要綱の対象事業一覧表

種 類	対 象 事 業 規 模
道 路 の 建 設	①高速道路の新設、改築、 ②道路交通法上の道路で4車線10km以上のもの
鉄 道 の 建 設	新幹線の建設、改良
飛 行 場 の 建 設	①2,500メートル以上の滑走路を有する飛行場の新設 ②2,500メートル以上の滑走路を増設するもの又は滑走路の長さを500メートル以上延長するもの（延長後の長さが2,500メートル以上であるものに限る。）
ダム又は放水路の建設	①湛水面積が200ヘクタール以上のもの ②土地改変面積が100ヘクタール以上の放水路の新設
埋立て又は干拓	埋立て及び干拓の区域の面積が50ヘクタールを超えるもの
廃棄物処理施設の建設	①処理能力の合計が1日当たり100トン以上のごみ処理施設等の設置 増加する処理能力の合計が1日当たり100トン以上のごみ処理施設等の変更 ②処理能力の合計が1日当たり100キロリットル以上のし尿処理施設の設置 増加する処理能力の合計が1日当たり100キロリットル以上のし尿処理施設の変更 ③埋立ての区域の面積が30ヘクタール以上の最終処分場の設置 変更後の面積が30ヘクタール以上となる最終処分場の変更
電気工作物（発電所）の建設	出力3万kw以上の水力発電所、15万kw以上の火力発電所の設置 増加する出力が3万kw以上の水力発電所、15万kw以上の火力発電所の変更
工事等の建設	1日当たりの平均排出水量が10,000立方メートル以上のもの又は1時間当たりの最大排出ガス量が40,000ノルマル立方メートル以上のものの新設 増加する1日当たりの平均排出水量が10,000立方メートル以上のもの又は1時間当たりの最大排出ガス量が40,000ノルマル立方メートル以上となる変更
住宅団地の造成	施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上のもの
土地区画整理事業	施行する土地の区域の面積が100ヘクタール以上のもの
工場又は事業場用地の造成	一団の土地の区域の面積が100ヘクタール以上のもの
ゴルフ場又はスキー場用地の造成又は整備	一団の土地の区域の面積が50ヘクタール以上のもの
農用地の造成	施行する土地の区域の面積が500ヘクタール以上のもの
岩石等採取事業	施行する一団の土地の区域の面積が50ヘクタール以上のもの

第2節 鳥取県地域環境保全基金について

平成2年3月に環境庁の補助を受け、環境保全に関する知識の普及、実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を推進するため、「鳥取県地域環境保全基金」を設置した。(基金の額4億円)

この基金の運用益により平成2年度から各種の環境保全に関する普及啓発事業を実施しているが、平成3年度に実施した事業は表のとおりである。

第3節 環境教育の推進

近年、国民の生活用式の変化、消費の増大等により生活排水に起因する河川や湖沼の水質汚濁、ごみの処理問題、自動車交通量の増大による大気汚染など住民一人ひとりが被害者であると同時に加害者である都市・生活型公害が顕在化している。また、フロンガスによるオゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨などの地球的規模のものまで、環境問題は複雑、多様化している。こうした環境問題の解決のためには、行政はもとより県民一体となった取組が必要であり、また、県民一人ひとりが環境との関わりについて理解を深め、責任ある行動がとれるよう学習することが重要である。このため、平成3年11月に学識経験者、関係行政機関職員[†]16名で構成する鳥取県環境教育検討委員会を設置し、鳥取県における環境教育を推進するための基本方針の策定に当たり、平成4年3月に「鳥取県環境教育基本方針」(やすらぎとるおいのある快適な環境をめざして)を策定した。

平成3年度地域環境保全基金事業概要

1 地域環境保全活動基本方針策定事業	鳥取県の環境教育を推進するための基本方針である「鳥取県環境教育基本方針」を学識経験者、行政機関職員から構成する鳥取県環境教育検討委員会を設置して策定
2 廃棄物不法投棄民間監視員設置事業	産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、平成2年度に設置した「産業廃棄物の不法投棄の監視等を行う民間監視員」を県内各市町村ごとに引き続き設置した。
3 ごみ減量化対策推進事業	「鳥取県を美しくする運動」の充実を図り、ごみの排出量の抑制、発生したごみの資源化についての啓発を行うとともに、市町村職員の研修会の実施等による資源回収の推進
4 生活排水対策推進事業	<p>水質汚濁の著しい湖沼流域の市町村連絡会議の開催、普及啓発ビデオの作成、配布を行った。生活排水対策普及キャンペーン事業としてテレビスポット放映の実施</p> <p>生活雑排水対策推進員の事例発表等を含む生活排水対策推進大会の開催、「実践活動事例集」、「生活排水対策カレンダー」の作成、配布</p>
5 少年少女環境ふれあい推進事業	<p>21世紀を担う小中学生を対象として、身近な環境問題を調査、研究してもらい、環境問題に対する理解と認識を深めてもらうため、次の3つの事業を実施し、研究成果について発表会を開催した。</p> <p>①樹木の大气浄化能力度チェック事業（樹木の蒸散作用を利用して樹木が大气浄化に果たす役割を理解する。）</p> <p>②星空ウォッチング事業（星空の観察により大气汚染についての理解と認識を深める）</p> <p>③環境パトロール事業（自分たちに身近なごみの問題や、水の汚れ等の問題についてテーマを決めて、自分たちのまちを調査研究する。）</p>
6 自然観察指導員設置事業	県内で開催される各種の自然観察会等において自然解説を行う指導者を養成するため、研修会を開催し、鳥取県自然観察指導員として認定・登録し、適正な自然保護思想の普及を推進
7 鳥取県の自然調査事業	本県に分布する優れた自然を調査し、その重要度の分類を行い、自然を解析し、保護すべきもの並びに保護すべき地域を選定し、自然の保護の調和を図るための啓発資料の作成